

厚生労働省発食 1030 第 2 号
令和 2 年 10 月 30 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条の規定に基づき、次に掲げる食品及び添加物の安全性審査を行うこと。

BML780 MDT06-221 株を利用して生産された α -アミラーゼ



BML780 MDT06-221 株を利用して生産された α -アミラーゼに係る 食品健康影響評価について

1. 趣旨

「BML780 MDT06-221 株を利用して生産された α -アミラーゼ」については、令和 2 年 7 月 2 日付けでダニスコジャパン株式会社から、遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、生産性の向上を目的として、*Bacillus licheniformis* BRA7 株を宿主とし、*Geobacillus stearothermophilus* C599 株由来の α -アミラーゼ遺伝子の導入等を行った BML780 MDT06-221 株を利用して生産された α -アミラーゼである。

3. 酵素の機能

本品目は、デンプンの α -1,4-グルコシド結合を加水分解する酵素である。

4. 利用目的及び利用方法

本品目は、パン製造において加工助剤として用いられる。用途及び使用形態は既存の α -アミラーゼと変わらない。

5. 海外の状況

本品目は、デンマーク、フランス及びカナダで承認等を受けている。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官報公告等の手続を進める。